

令和7年度第1回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和7年(2025 年)7月 16 日(水)午後1時 00 分から午後2時 30 分まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所 議会全員協議会室
- 3 出席者 松尾市長、高橋教育長、下平教育委員、朝比奈教育委員、長尾教育委員、林教育委員
- 4 関係者 共生共創部長、地域共生課課長補佐
教育文化財部長、教育文化財部次長、教育指導課長、教育指導課指導主事
- 5 事務局 共生共創部企画課長、企画課担当係長、企画課企画担当者
教育文化財部次長(兼教育総務課長)、教育総務課課長補佐、学びみらい課課長補佐
- 6 傍聴者 1名

【市長】本日は御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和7年度第1回鎌倉市総合教育会議を始めます。

本日は、「鎌倉市いじめ防止基本方針の改定について」と「いじめ重大事態に係る調査報告について」を議題としたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。会議の傍聴につきましては、鎌倉市教育委員会傍聴規則を準用いたします。御協力をお願いします。

また、本日の議題である「いじめ重大事態に係る調査報告について」は、個人の秘密を保つ必要があるため、鎌倉市総合教育会議運営要綱第3条第2項の規定に基づき、個人の秘密を保つため必要があると認めるときと判断し、「いじめ重大事態に係る調査報告について」は非公開とすべきと考えますが、委員の皆様、御異議ないでしょうか。

(異議なし)

【市長】異議なしを確認させていただきました。

それでは、「いじめ重大事態に係る調査報告について」は非公開として実施することとしますので、傍聴の皆様は御退出いただくこととします。そのときにまたお声かけさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局(企画課長)】共生共創部企画課長の安富です。本日の配布資料についてです。

次第、資料1 鎌倉市いじめ防止基本方針、鎌倉市教育委員会傍聴規則、鎌倉市総合教育会議運営要綱の4点となっています。「いじめ重大事態に係る調査報告について」の資料は、後ほど配布させていただきます。御

確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、会議の運営にあたってのお願いです。御発言に当たりましては、マイクを使用していただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

【市長】それでは、次第に沿って進めたいと思います。

「鎌倉市いじめ防止基本方針の改定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（教育指導課長）】教育指導課の澁谷です。よろしくお願いいたします。この度、改定いたしました「鎌倉市いじめ防止基本方針」についてご説明いたします。

改定の経緯についてですが、前回改定の平成 30 年5月からこれまでの間に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されたことや本市におけるいじめ重大事態の調査に関する課題を受け、次の点を改定いたしました。

主に改定したのは4点です。

まず1点目、重大事態の調査の開始の判断について改定いたしました。これまで転校に伴う重大事態の調査が適切に実施されなかったことを受け、14 ページ「1 いじめの重大事態」において「転出・転校があったとき」においても重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に調査等に当たることとしています。

2点目に、再調査における記述を改定いたしました。16 ページをご覧ください。改定されたガイドラインにより、再調査の判断についても具体的に示されたことを受け、ガイドラインに沿った内容に改定しております。「3 市長による再調査等」の「(1)再調査の実施」において、ガイドラインの記述に習い、3点の具体例と共に再調査の判断基準を記載しました。

3点目に、19 ページ以降に掲載してあります「◎いじめの対応のながれについて」を改定いたしました。第三者性を担保した調査を実施するため、これまで教育指導課が担っていた重大事態調査の事務局を教育総務課へと移行しました。また、再調査について、調査の主体を「地域共生課」と記載し、役割を明確化しました。

4点目に、重大事態調査開始の報告等において、文部科学省への報告を行うことを明記いたしました。「◎いじめの対応のながれについて」のうち、重大事態の調査について市長へ報告するとともに、文部科学省への報告も行います。これは令和5年3月に文部科学省から受けた依頼をもとに改定したものです。

その他、「加害者」「被害者」という文言等をガイドラインに基づいて「対象児童生徒」「関係児童生徒」と訂正するなど、現状の法、ガイドラインや実態に合わせて文言を整理しています。

以上で、説明を終わります。

【市長】ただいま説明いただいた内容に加えて、何か御発言があれば、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様いかがでしょうか。

【林委員】平成 26 年のものが平成 30 年に改定、そして令和7年と、だいぶ時間が経った中で、改定されてよかったと思います。一つは今まで言われていた、未然防止、早期発見、早期対応、その部分は各学校でも当たり前のこととして行われていると信じておりますが、教育委員会として、今、一番この3つの中で、ちょっと弱いな思っているところがあれば正直に教えていただきたいし、そこについてどのように委員会が注力しているのかという

ころを聞かせていただきたいです。私自身は、この早期対応の後に、経過を見るという部分をどういうふうに捉えているかというのをお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

いじめの早期対応までは、本当に必ずしなくてはならないことですが、そこで安心してしまうような場面というのがたまにあるかなと思います。その後の事後対応をどのように各学校がやっているのか、教育委員会の方でどのようにサポート、アドバイスされているのかというのを伺いたいと思います。

【事務局(教育指導課長)】3つとも教育委員会としては大切に思っておりますけれども、今、力を入れているところとしては、いじめの未然防止の部分はかなり力を入れてございます。特に小学校につきましては、児童支援専任という制度を入れまして、そこから組織対応というところに今かなり力を入れているところです。こちらにつきましては、まず1人の教員が抱え込むことなく、色々な教員が1人の児童に対して見ていくというところ、それから、その児童支援専任が日頃から子供たちの様子を見ていって、いじめに繋がりそうな案件があれば、そういったところも先生たちに発信をして、しっかりと授業で見取ってもらうことも進めているところでございます。

そして未然防止というところで、法務専門監等も入っておりまして、こちらも積極的に学校に研修に出向いていただいて、未然防止をするための取り組みということを、先生方に話をしてもらっているところでございます。

それから、いじめへの早期対応というところになりますけれども、こちらにつきましては、今、まずその対応するためには先ほど申し上げた、色々な先生方が見て、まずはいじめを発見していく、もしくはアンケート等、面談等を重ねていく中でいじめを発見していくというところで、発見したものについては、その1人の教員が抱え込むことなく、必ずいじめ防止の会議を開くということになっております。臨時的にでも学校においてそういったことがあれば、開いているということと、それを受けてきちんと背景を先生方で確認した後、これがどういうところまで広がっているかということも含めてきちんと方針を出して、その子が安心安全にきちんと過ごせるような、一定期間、きちっといじめが解消されるというところまで見取るような仕組みを、今、学校も作成しているところでございます。そして、ほとんどの学校はそういった仕組みが出来上がりつつあるところでございます。

【長尾委員】今のご回答と少しかぶるんですが、これは防止基本方針というところで、やはりもちろん現実的ながらも、実施された後、対象児童そして関係児童のその後の取り扱いといいますか、その後のフォローアップというところが非常に私の中では気になっておりまして、今お答えがございましたけれども、何をもって解消とするのか、その後どの程度、教育委員会、もしくは学校がその事案に対して、児童たちに対して寄り添っていくのか、事例部分もございましたら教えていただきたいと思います。

【事務局(教育指導課長)】まず何をもって解消になるかというところですが、まずはそういった児童につきましては常に面談等を行いまして、いじめの様子について、保護者も含めて聞き取りをして参りますので、一定の解決が図られたかというところはそこでわかりますのと、あとは定期的に全学期、必要に応じて各校とも、いじめに関するアンケートをとっておりますので、そこでもその子がどういう状況にあるかということが把握できるのと、そのアンケートによって他の先生方も当然そのアンケートを見ておりますので、普段の関わりとか、そういったところを見て判断していくことになります。

それから、その子供たちがその先どういうふうになるかというところですが、ケース会議等も開いていくことになるんですが、そういったところで、どういうふうにしてこのいじめが起きたというのはしっかりと分析をしていく必要があると思っております。その子供の特性から起こっているものであれば、やはりそういったトラブルというの

はさらにまた起きる可能性もあるというところで、しっかりと相談機関に繋げていくとか、保護者にもそういったところも理解していただく、それから今教育センターとも連携していくことになりますけれども、SSW(スクールソーシャルワーカー)ですとか、教育相談員等も入っておりますので、そういった方たちにも、また違った視点として、教室等に入っていただきまして、しっかりとその子たちの見取りをして、そしてそれを教員ともう一度フィードバックしていきながら、問題を防ぐような形をとっております。

【教育長】いじめの解消については、文部科学省もいじめに関する調査を行っていて、まずはいじめの行為が止んでいる、少なくとも3ヶ月というのが一つの目処と思っています。そして当然ですけど、被害を受けた子供が、その心身の苦痛を感じていない通常の学校生活を送れているような状態になるっていうようなところだというふうに考えております。

基本方針の一番最初に、いじめの定義がございます。これは、かつては、いじめというものが物理的あるいは心理的な攻撃が継続的にあるっていうところで、いじめを定義してたんですが、このいじめの定義が改まっております。今回の改定で変わって改まったわけではなく、文部科学省が法律の定義を改めて、法律の施行に至っているんですけども、何らかの行為というのがあって、子供が心身の苦痛を感じていればそれはいじめということになります。なので、いじめは絶対許してはいけないものだというのは我々教育関係者として当然のものとして胸に置きながら、一方でどこでも起こりうるものだという、この両方の視点が大事だと思っています。なので、林先生からいただいた、未然防止やその後の対応も、こういった視点で、より我々としては当然見て見なかったふりをするとか、隠して処理するというのがあってはならないことで、むしろ積極的に、子供たちのいじめの芽というのを認知していつて、そして学びに変えていきたいというのが我々の願いであります。

そこに基づいて、こういった基本方針をまとめております。そして改定をしていると。そして最後の方に重大事態のフローが出てきます。いじめの重大事態ということに至った場合には、市長に報告するというのが法律上のフローになっておりますし、そしてその報告書が出る暁には、総合教育会議、この場で、我々重大事態というところを重く捉えて、市長と教育委員の先生方とこういうふうな形で議論していくと。そしてそれを、我々も真摯に受け止めて反省して、次なるアクションを向けていくというところをしていきたいというふうに思っています。なので、今後もしこういった事案が出た場合には、総合教育会議でお諮りするということで、委員の先生方にも、もしよければそういった基本方針になっておりますということで御理解いただければと思います。

【下平委員】これはいじめが起きてからのことが中心になっていますが、教育長もおっしゃったように、どこでも起こりうることなので、知識に基づく予防が重要だと思います。ある意味相性のいい関係性から起こると言っても過言ではなくて、それぞれの特性からセットになりやすい人間関係があるのです。誰もが親子関係の中で、良くも悪くも指導育成や保護養育の体験を受け、それに順応したり反抗したりを経験しています。ややもするとそういう上下の力関係の中にすぽっと入りやすい人間の特性があります。対象児童になりやすいタイプって、控えめで、遠慮がちだったり、あえて言わなかったり、気づかれないうにしたりという特性があるので、発見されたときには大きな問題になっていることが起こりやすいのですよね。

先生方が、人間の中で起こりやすい関係性に対する知識をあらかじめしっかり持っていることが、クラスの中で生徒同士の関係性を観察する上で、未然防止の参考にもなるはずなのです。そういうことも含めて未然防止と一緒に考えていけたらなと思っています。よろしくお願いします。

【朝比奈委員】いじめって、きっかけはからかいだったり、ちょっと戯れだったり、そういうことがあると思うのですが、私自身の体験で思い出してみると、子供のときじゃないんですよ、もう大人になって、お坊さんなので修行道場というのがあって、そこで団体生活をみんなで過ごしていく中で、やっぱり能力的な差や、覚えが悪いとか、そういう何となく先輩や仲間から厳しく見られて、それが極端なこと言うといじめに発展する場合もあったりして、それが耐えられなくなった者が逃亡しちゃったりとかそういうことがあって、いじめられたと思うかもしれないけど、私はそうならなかった。結局、私が至らなかったから、色んな意味で厳しく見られたってことは、後で気づくことができたけど、それはいいかげん大人だからそういうことが言えるのであって、やっぱり、小さい小学生・中学生、それを育てておいでの親御さんたちは不安の中で過ごしてらっしゃるわけだから、やはり本当に些細なことであっても、きっかけがからかいであったとしても、受けとったことっていうのはもっと深刻に思わなきゃいけないし、その SOS を発信していると思われる児童生徒に対して、教員の方々はお忙しいとは存じますけれども、とにかく深刻に受け止めて、かといって、あまりことを荒立てることもよろしくないケースもあるかもしれないけれども、とにかく限られた学校生活の中で、楽しかったなって思えるようなことを、環境を整えるという意味でも大事だと思います。

子供はデリケートだから、そこを本当に当たり前のことだけれども、深刻に受け止めていただきたいなと思っています。

【林委員】今の朝比奈委員のお話にも繋がりますが、この、後ろにある、「いじめ事案に対する主な組織」の「日常の学校のいじめ防止対策委員会」というのが肝だなと、とても思います。さっき未然防止のところでも課長がお話されましたが、このいじめ防止対策委員会が各学校でどのように取り扱われて、それがどのように繋がっていくのかなと思っています。ここが一步か半歩かで、分度器の最初の小さな角度がだんだん進むと大きくなっていくような感じで、大きな問題に発展するのかなと思います。ここの、いじめ防止対策委員会での先生方お1人お1人の感覚が研ぎ澄まされていくことが、いじめを減らしていく要因になるのかなと今感じています。

この学校のいじめ防止対策委員会の内容というのは、委員会への報告のためではなく、学校の中のものだと思います。何か報告しろというわけではないですが、例えば学期ごとにお知らせをいただくと、やはり客観的に各学校がこの対策委員会の中で自分の学校の子供の関係をどのように認めているのかというのを見て、委員会としても客観的な気づきが見つかるかなと今思いました。各学校のそこをやはり大事にしていきたいなと今思いました。

【事務局(教育指導課長)】いじめ防止対策委員会をどのように持っているか、そして報告を上げてもらった方がよいというお話だと思っています。まずいじめ防止対策委員会ですけれども、今、報告自体を上げていただけない状態ですけれども、各校アンケート等をとっていますので、それにつきまして、まずは全体で共有するということをしております。それから先ほど申し上げました通り、いじめというものが発見された場合には、臨時的にでもこの会議を持ちまして、どういった背景であるとか、どういうふうな方針でこれから進めていこうかというところを話し合っているところでございます。保護者によっては、ここの、どういうふうに進めたというところも関心がとてもあるということもございまして、今おっしゃっていただいたように、そういった提出もちょっと検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【長尾委員】ちょっと今の話もまた繋がってしまうんですけど、解決のところで、どうしても私たちは、対象児童のところに寄与しますが、関係児童の方の、なぜそれが起こったのかというところを踏まえて、子供同士の解決というところもやはり大事にしていかなきゃいけないんじゃないか、それが学級経営の中でも必要なんじゃないかなという

ふうに思います。大人が取り上げてしまって、大人の世界観で調査をしていって、お前のここが悪かったというふうに整理することはとても重要ではあると思うんですが、子供たちがなぜそれが起こってしまったのかということを学びにしていって、人を思いやる心をつくっていくみたいな、そこがアンケートやら何やらではなかなか拾いきれない部分だと思うんですが、この辺りは、道德の授業なのか、生活の授業なのか、中学校でちょっとその辺の教科が何かというところもありますけれども、そういった子供の心を育む、相手を思いやる心を育む中に、家庭との連携が非常に大事だと書かれていることは素晴らしいなと思っているんですが、子供同士の関係のところも重視していけたらなというふうに感想をもちました。

【事務局(教育指導課長)】ありがとうございます。まず子供同士で解決していくのか、そのいじめに繋がるところなのかの見極めというのは大変難しく、その研修も今力を入れているところでございます。そこには、必ず保護者の方の理解も必要だと思っております、懇談会等もコロナの影響でなかなか保護者同士の会話ということができていなかったのですが、やはりそういう価値観であるとか、学校で子供同士の関わりについてのお話を、積極的におうちの方同士で対応してもらおうような、そういった場を持つようにいろんな場で進めているところです。そして、子供たちも、しっかりとやっていきたいと思います。ありがとうございます。

【下平委員】本当に、長尾委員もおっしゃる通り、家庭との連携がとても大切だと思うのですが、これが今、すごく難しい時代になっているのかなという気がします。私自身の体験ですが、父が仕事の関係で転勤が非常に多かったんですね。だから私も転校してばかりだった。そうすると、転校先で方言が違ったりもして、笑われたり、からかわれたり、馴染めない悲しい体験もありました。そういう時に何が支えになったかという、家に帰れば親もいたし、おじいちゃんおばあちゃんや近所のおばちゃんとも話ができた。それから昔は先生が家庭にも来てくれた。何か心配なことがあると家庭訪問してくれて、親ともそこで話し合いができた。保護者同士の繋がりもあったから、学校へ出向いたり、相談し合うことも多かった。不登校が許される世の中ではなかったから、翌日は勇気を出して学校に行く。そうすると、相談できる友達や支えてくれる友達もいた。ところが今は残念ながら、密室化・孤立化しやすい世の中になってしまっていて、すぐに顔を合わせて話ができない、問題解決が早期に図りにくい現状があると思うんですよね。ですから、ここに謳ってあることは本当に大事だけれど、今の社会現状の中で、これを実現するために何か新たな具体策がないと、結局問題解決にならない、連携がうまく取れないと思うんですよね。いじめに関することだけでなく、家庭としっかり連携を取るための新たな方策が必要なのではないかと感じます。

【事務局(教育指導課長)】貴重なご意見ありがとうございます。鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会という、年2回開いている会議がございます。こちらはPTAの方も参加していただいておりますので、今いただいた御意見も取り入れながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【朝比奈委員】ちょっとまた感想みたいになっちゃうんだけど、さっきの話の続きみたいなことなんですけど、私はその修行道場で受けた一番厳しかったのは、とにかく覚えが悪いから、先輩が引っ叩くんだね私を。ある時、耳にそれが当たっちゃって鼓膜がおかしくなって、病院騒ぎになったんだけど、それを後で父母に聞いたら騒ぎ立てていないんだ。それはいい大人だから、修行道場だから痛みつけられて当たり前だっていう覚悟があったのかもしれないけど、それ以上に多分、道場を守る老師であるとか、先輩方に対する信頼があったからだと思うんですよね。決してそんなひどいことになるはずがないという。だからそういう、学校、現場の教員の先生方あるいは

校長先生、それと親御さんとの信頼関係というのはもっとしっかりしないといけないし、特に校長先生はそういった事態に対して対処できるだけの丹力というのが望まれるんじゃないかなという気がします。ちょっと適当な感想に聞こえるかもしれないけど、それはぜひ頑張ってもらいたいなという、応援も含めて申し上げます。

【林委員】今の繋がりなんですけど、その信頼関係というのは、繋がるということが難しいです。家庭訪問も、いきなり行っても相手も働いていて駄目だとか、こちらも勤務時間もあるので、難しいなと思っています。これは色々なところで言っているんですが、いろいろな先生が子供たちに関わってほしいです。今、小学校では、教科担任制が言われていますが、なかなか難しいと言われています。担任1人だけだと、ちょっと喋りにくいなと思って我慢してしまうこともあって、いろいろな先生が1つのクラスに入ってもらえれば、保護者も、信頼して相談してみようかなという先生が見つかるのではないかなと思います。だから、3クラスあるなら3人の先生、専科の先生がプラスだと、最低5、6人の先生が自分の子供を知っていてくれれば、学校に行ったときに、担任じゃなくてもその先生と話せるとか、選択肢が増えるのではないかなと思います。学校現場の子供との関わりとして、今までは委員会とかクラブ活動でしか他の先生とは知り合えなかったけれども、授業で1時間付き合うというのはとてもお互いのことがわかるので、ぜひ学校がそこまで踏み込んで、自分の学年の子供たちを自分たちの学年で見たいこう、最終的には学校でみていこうという姿勢になってくれたら、いじめだけではなく、ずいぶん不登校も減るのではないかなと思います。まずは、この先生の授業があるから今日行ってみようかなと思ってくれることから始めてもいいのではないかと日頃思っています。ですから保護者の方との信頼関係というのも不登校と併せて、あの先生がいるからあの先生に聞いてみようかなという、そんな気持ちにさせられたらなと思いました。

【市長】ありがとうございました。それでは、鎌倉市のいじめ防止基本方針の改定について、確認してよろしいでしょうか。

（ 委員了承 ）

【市長】ありがとうございました。それではこの基本方針の改定について確認をさせていただきました。それでは一旦休憩とします。

（以下、非公開）